

消防局非常勤職員等の勤務条件等に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、非常勤職員及び臨時職員の勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「非常勤職員」とは、一般職の常時勤務を要しない職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下、「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）のうち次項に定める職員以外のものをいう。

2 この要綱において「臨時職員」とは、次の各号に掲げる職員をいう。

(1) 地公法第22条第2項の規定により臨時的に雇用された職員

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第6条第1項第2号の規定により臨時的に雇用された職員

(3) 地公法第26条の6第7項第2号の規定により臨時的に雇用された職員

3 この要綱において「育休等代替職員」とは、一般職の常時勤務を要する職員が女性職員の分べんに係る特別休暇及び育児休業を取得した際の代替として雇用する非常勤職員及び臨時職員をいう。

4 この要綱において「非常勤職員等」とは、非常勤職員及び臨時職員をいう。

5 この要綱において「所属長」とは、消防局の課長、消防学校長及び消防署長をいう。

(雇用の方針)

第3条 非常勤職員等の雇用は、事務事業の円滑な推進を図るうえで必要な場合に行うものとし、雇用に際しては、広く人材を求めるように努めなければならない。

(非常勤職員等の選考)

第4条 非常勤職員等は、選考により雇用する。

2 前項に規定する選考は、所属長が経歴評定及び面接試験により実施しなければならない。

(雇用の方法)

第5条 所属長は、雇用に係る決裁に履歴書（様式第1号）、通勤届（様式第2号）及び雇用通知書（様式第3号）を添付して人事課長の合議を経て、雇用を行うものとする

2 非常勤職員等の雇用は、前項に規定する雇用通知書を交付して行う。

3 新たに非常勤職員等となった者は、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年千葉市条例第15号）第2条の規定により、所属長の面前において、宣誓書（様式第4号）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(雇用期間)

第6条 非常勤職員の雇用期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で、所属長が必要と認める期間とする。

2 臨時職員の雇用期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えない範囲で所属長が必要と認める期間とする。

(1) 第2条第2項第1号に掲げる職員 6月

(2) 第2条第2項第2号に掲げる職員 1年（育休法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求が承認された期間に限る。）

(3) 第2条第2項第3号に掲げる職員 1年（地公法第26条の6第1項又は第2項の規定による申請が承認された期間に限る。）

(更新)

第7条 所属長は、非常勤職員の雇用期間満了の際必要があると認めるときは、1回に限り雇用を更新することができる。ただし、免許を要するなど専門性を有する職務の場合においては、2回に限り雇用を更新することができる。

2 所属長は、前項の規定により雇用を更新した場合において、当該更新による雇用期間満了後引き続き雇用を更新する必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、更新承認申請書（様式第5号）により人事課長の承認を受けて、雇用を更新することができる。

3 前2項に規定する更新による雇用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年以内とする。

4 所属長は、臨時職員（第2条第2項第1号に掲げる職員に限る。）の雇用期間満了の際必要があると認めるときは、1回に限り雇用を更新することができる。この場合において、更新による雇用期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で、6月を超えない範囲で所属長が必要と認める期間とする。

5 所属長は、臨時職員（第2条第2項第2号に掲げる職員に限る。）の雇用期間（更新による雇用期間を含む。）満了の際必要があると認めるときは、雇用を更新することができる。この場合において、更新による雇用期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で、育休法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求が承認された期間を超えない範囲で所属長が必要と認める期間とする。

6 所属長は、臨時職員（第2条第2項第3号に掲げる職員に限る。）の雇用期間（更新による雇用期間を含む。）満了の際必要があると認めるときは、雇用を更新することができる。この場合において、更新による雇用期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で、地公法第26条の6第1項又は第2項の規定による申請が承認された期間を超えない範囲で所属長が必要と認める期間とする。

7 第5条第1項及び第2項の規定は、更新による雇用について準用する。

(臨時職員の再雇用)

第8条 臨時職員（第2条第2項第1号に掲げる職員に限る。以下この条において同じ。）であった者を臨時職員として雇用する場合においては、前雇用期間満了後1月を経過した後でなければ雇用することはできない。

(勤務時間及び休憩時間)

第9条 非常勤職員等（育休等代替職員を除く）の勤務時間及びその割振りは、1週間について29時間を超えない範囲内において、所属長が職務実態に応じて定める。ただし、業務の特殊性からこの規定により難しい場合は、所属長は人事課長の承認を受けて、別に勤務時間を定めることができる。

2 育休等代替職員の勤務時間及びその割振りは、1週間について35時間を超えない範囲内において、所属長が職務実態に応じて定める。

3 非常勤職員等の休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。ただし、業務の特殊性からこの規定により難しい場合は、所属長は人事課長の承認を受けて、別に休憩時間を定めることができる。

(時間外勤務命令簿等)

第9条の2 非常勤職員等は、公務のため所定の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合には、時間外勤務命令簿（様式第19号）にその命を受領した旨の確認のため、押印し、署名し、又は記録しなければならない。

(出勤簿等)

第10条 非常勤職員等は、定刻までに出勤し、出勤簿（様式第6号）に自ら押印又は署名しなければならない。ただし、あらかじめ所属長の承認を得たもので公務により出勤簿に押印又は署名することができないときは、この限りでない。

(賃金等)

第11条 賃金は、時間給とし、別に定める。

2 第9条の規定により割り振られた勤務時間（以下「基本の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員等には、基本の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前項に規定する賃金額に基本の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を割増賃金として支給する。

(1) 勤務した日（土曜日、日曜日又は休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。以下、同じ。）において勤務した日を含む。以下同じ。）における勤務時間（休憩時間を除く。次号において同じ。）が当該勤務した日1日につき8時間を超えた場合 8時間を超える勤務（以下「超過勤務」という。）1時間につき100分の125

(2) 1週間における勤務した日の勤務時間（超過勤務に係る時間を除く。）の合計が40時間を超えた場合 40時間を超える勤務1時間につき100分の125

(3) 1月の超過勤務において、60時間を超えた場合 60時間を超える超過勤務1時間につき100分の150

3 非常勤職員等が基本の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における基本の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務及び1週間における勤務した日の勤務時間の合計（超過勤務に係る時間を除く。）が40時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「基本の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 前各項に規定する賃金額及び割増賃金の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

5 交通費は、非常勤職員等のうち次に掲げる者に対し、別に定める額を支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者（交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満である者及び第3号に掲げる者を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満である者及び次号に掲げる者を除く。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離がそれぞれ片道1キロメートル未満である者を除く。）

6 賃金は、月の初日から末日までを計算期間とし、翌月の13日に支給し、交通費のうち定期券は、支給要件の発生した日から応当日の前日までを計算期間とし、支給要件の発生した日の属する月の翌月13日に支給し、回数券等は、月の初日から末日までを計算期間とし、翌月の13日に支給する。ただし、13日が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、順次繰り上げるものとする。

7 退職手当は、支給しない。

(休 暇)

第12条 非常勤職員等の休暇は、年次有給休暇、夏季休暇、忌引休暇、父母、子又は配偶者の祭日休暇、結婚休暇、パートナー休暇、公務傷病休暇、病気休暇、子の看護休暇、孫の看護休暇、出産休暇、男性職員の育児参加休暇、配偶者の出産休暇、育児休暇、介護休暇、短期介護休暇、介護時間、災害等による休暇、ボランティア休暇、ドナー休暇及びその他の法定休暇とする。

2 前項の休暇のうち、年次有給休暇、夏季休暇、忌引休暇、災害等による休暇及びその他の法定休暇（公の職務の執行に係るものに限る。）は有給とし、父母、子又は配偶者の祭日休暇、結婚休暇、パートナー休暇、公務傷病休暇、病気休暇、子の看護休暇、孫の看護休暇、出産休暇、男性職員の育児参加休暇、配偶者の出産休暇、育児休暇、介護休暇、短期介護休暇、介護時間、ボランティア休暇、ドナー休暇及びその他の法定休暇（公の職務の執行に係るものを除く。）は無給とする。

3 前項で定める有給の休暇に対する賃金は、第9条で割り振られた勤務時間を勤務した場合の賃金とする。

（年次有給休暇）

第13条 非常勤職員等で6月継続勤務し勤務日（雇用通知書に定める勤務を要しない日以外の日をいう。以下同じ。）の全日数の8割以上出勤したのに対し、別表に定めるところにより、年次有給休暇を与える。

2 前項において、前条第1項に定める休暇は出勤したものとみなす。

3 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として与える。ただし、勤務日が1週間当たり3日以上者については、正午をはさんで連続する6時間以上の勤務時間を割り振られた日、又は人事課長が業務の特殊性により必要と認める場合に限り、半日を単位として、年次有給休暇を与えることができる。

4 所属長は、年次有給休暇を非常勤職員等の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

5 所属長は、年次有給休暇が10日以上与えられた非常勤職員等に対しては、前項の規定にかかわらず、年次有給休暇が付与された日から1年以内に、当該非常勤職員等の有する年次有給休暇の日数のうち5日（同項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇のうち、1日又は半日を単位として与えた年次有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合は、5日）分を5日から控除した日数）について、当該非常勤職員等の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより与えなければならない。ただし、年次有給休暇が付与された日から1年以内に退職した非常勤職員等（退職後、再度雇用された際に年次有給休暇が引き継がれ、かつ、当該年次有給休暇が付与された日から1年を経過する日に在籍している非常勤職員等を除く。）については、この限りではない。

6 前項の規定により与える年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。

（夏季休暇）

第14条 非常勤職員等に対し、夏季休暇を与える。夏季休暇を付与する対象者、夏季休暇の取得期間及び取得日数については、別に定める。

（忌引休暇）

第15条 1月以上の雇用期間を有する、又は1月以上継続勤務している非常勤職員等が、親族の喪に遭ったときは、別表に定める期間内において必要と認める期間、1日を単位として忌引休暇を与える。

（父母、子又は配偶者の祭日休暇）

第15条の2 非常勤職員等の父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定

により非常勤職員等が当該非常勤職員等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該非常勤職員等が現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である非常勤職員等に委託されている児童若しくは同条第1号に規定する養育里親である非常勤職員等（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。）又は配偶者の祭日（神道にあつては年祭、仏教にあつては回忌等に祭事、法事等を行う日をいう。）の場合、1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において慣習上最小限度必要と認める1日以内の期間、父母、子又は配偶者の祭日休暇を与える。

（結婚休暇）

第15条の3 非常勤職員等が、結婚するときは、入籍、結婚式（披露宴）、同居開始のいずれか早い日から6月以内において、連続する6日間（勤務日が週5日に満たない職員にあつては6日に1週間の勤務日の日数を5日で除した数を乗じて得た日数）、1日を単位として結婚休暇を与える。

（パートナー休暇）

第15条の4 非常勤職員等が、パートナーシップを形成したとき（非常勤職員等が、当該非常勤職員等と性別が同一である者と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係になったとして市長が認めたときをいう。）は、パートナーシップを形成したと認められる日から6月以内において、連続する6日間（勤務日が週5日に満たない非常勤職員等にあつては6日に1週間の勤務日の日数を5日で除した数を乗じて得た日数）、1日を単位としてパートナー休暇を与える。

（公務傷病休暇）

第16条 非常勤職員等が、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養を要し、又は就業を禁止された場合には、医師等の証明に基づき、1日又は半日を単位として、公務傷病休暇を与える。

（病気休暇）

第17条 6月以上の雇用期間を有する、又は6月以上継続勤務している非常勤職員等が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前条に掲げる場合を除く）には、別表に定めるところにより、病気休暇を与える。

2 病気休暇の単位は、1日とする。この場合において、第13条第3項ただし書の規定を準用する。

（子の看護休暇）

第18条 中学校就学の始期に達するまでの子及び配偶者の子（以下この項において単に「子」という。）を養育する非常勤職員等が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間、子の看護休暇を与える。

2 子の看護休暇の単位については、第13条第3項の規定を準用する。

（孫の看護休暇）

第18条の2 中学校就学の始期に達するまでの孫がいる非常勤職員等が、その孫の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその孫の世話又は疾病の予防を図るために必要なその孫の世話をを行うことをい

う。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年度において3日の範囲内の期間、孫の看護休暇を与える。

2 孫の看護休暇の単位については、第13条第3項の規定を準用する。

(出産休暇)

第19条 非常勤職員等に対し、医師又は助産師の証明に基づき、出産予定日以前8週間目

(多胎妊娠の場合にあつては、14週間目)に当たる日から、出産日後8週間目に当たる日までの期間内において、あらかじめ必要とされる期間、出産休暇を与える。

(男性職員の育児参加休暇)

第19条の2 非常勤職員等の妻が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する非常勤職員等が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、非常勤職員等の妻の分べんの予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14週間目)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において5日の範囲内の期間、男性職員の育児参加休暇を与える。

2 男性職員の育児参加休暇の単位については、1日とする。この場合において、第13条第3項ただし書の規定を準用する。

(配偶者の出産休暇)

第19条の3 非常勤職員等の配偶者が出産を控える場合には、配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間以内において5日の範囲内で必要と認める期間、配偶者の出産休暇を与える。

2 配偶者の出産休暇の単位については、1日とする。この場合において、第13条第3項ただし書の規定を準用する。

(育児休暇)

第20条 非常勤職員等は、所属長の承認を受けて、当該非常勤職員等の子を養育するため、当該子が1歳に達する日(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日)まで、雇用期間を限度として育児休暇を取得することができる。ただし、当該子について、既に育児休暇(当該子の出生の日から起算して57日間に当該子についてした最初の育児休暇を除く。)を取得したことがあるときは、特別な事情がある場合を除き、この限りでない。

(1) 非常勤職員等の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

が当該非常勤職員等の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業等(育休法の規定による育児休業その他これに相当する当該子を養育するための休業をいう。以下同じ。)をしている場合において当該非常勤職員等が当該子について育児休暇をしようとする場合(当該育児休暇の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該育児休業等の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休暇の期間の初日とされた日から起算して育児休暇等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休暇等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員等が第19条に定める出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休暇をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(2) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員等が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員等が前号に掲げる場合に該当してする育児休暇又は当該非常勤職員等の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業等の期間の末日とさ

れた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休暇の期間の末日とされた日と当該育児休業等の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその雇用期間の末日を育児休暇の期間の末日とする育児休暇をしている非常勤職員等であって、当該雇用期間が更新されるものにあつては、当該雇用期間の末日の翌日）を育児休暇の期間の初日とする育児休暇をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員等が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員等がする育児休暇の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休暇をしている場合又は当該非常勤職員等の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする育児休業等の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業等をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休暇をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合

- (3) 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員等が当該子の1歳6か月に到達日（当該子を養育する非常勤職員等が前号に掲げる場合に該当してする育児休暇又は当該非常勤職員等の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業等の期間の末日とされた日）が当該子の1歳6か月に到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休暇の期間の末日とされた日と当該育児休業等の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその雇用期間の末日を育児休暇の期間の末日とする育児休暇をしている非常勤職員等であつて、当該雇用期間が更新されるものにあつては、当該雇用期間の末日の翌日）を育児休暇の期間の初日とする育児休暇をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が2歳に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員等が当該子の1歳6か月に到達日（当該非常勤職員等がする育児休暇の期間の末日とされた日）が当該子の1歳6か月に到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休暇をしている場合又は当該非常勤職員等の配偶者が当該子の1歳6か月に到達日（当該配偶者がする育児休業等の期間の末日とされた日）が当該子の1歳6か月に到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業等をしている場合

イ 当該子の1歳6か月に到達日後の期間について育児休暇をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合

（介護休暇及び短期介護休暇）

第21条 次の各号に掲げる親族等であつて、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び次条において「要介護者」という。）を介護する必要がある非常勤職員等は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内において、必要と認められる期間（雇用期間を限度とする。）について、介護休暇を取得することができる。

(1) 配偶者、父母、子、配偶者の父母

(2) 祖父母、兄弟姉妹、孫、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子であつて、非常勤職員等と同居（要介護者の家に泊り込む場合を含む。）しているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める者

2 要介護者の介護その他の世話をを行う非常勤職員等が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、前項に規定する介護休暇とは別に、1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間、短期介護休暇を与える。

3 介護休暇の単位は、1日とする。

4 短期介護休暇の単位については、第13条第3項の規定を準用する。

（介護時間）

第21条の2 要介護者を介護する非常勤職員等は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（前条第1項の規定により当該要介護者に係る介護休暇を取得している期間を除く。）内（雇用期間を限度とする。）において、1日の勤務時間の一部について、介護時間を取得することができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

（災害等による休暇）

第22条 非常勤職員等が、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により勤務場所に赴くことが著しく困難であると認められる場合は、その都度必要と認める期間、災害等による休暇を与える。

（ボランティア休暇）

第23条 非常勤職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合は、1の年度において5日の範囲内の期間において必要と認める期間、ボランティア休暇を与える。

（ドナー休暇）

第24条 非常勤職員等が、骨髄移植のための骨髄若しくは末しょう血幹細胞移植のための末しょう血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末しょう血幹細胞移植のため末しょう血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合は、その都度必要と認める期間、ドナー休暇を与える。

（その他の法定休暇）

第25条 非常勤職員等は、別表に記載するその他の法定休暇を取得することができる。

（休暇の願出等）

第26条 非常勤職員等が、休暇を願出、請求又は届出しようとするときは、年次有給休暇は年次有給休暇簿（様式第7号）、夏季休暇、忌引休暇、父母、子又は配偶者の祭日休暇、結婚休暇、パートナー休暇、公務傷病休暇、子の看護休暇、孫の看護休暇、出産休暇、男性職員の育児参加休暇、配偶者の出産休暇、災害等による休暇、ボランティア休暇、ドナー休暇及びその他の法定休暇は休暇願（様式第8号）、病気休暇は病気休暇願（様式第9号）、育児休暇は育児休暇承認請求書（様式第10号）又は養育状況変更届（様式第11号）、介護休暇は介護休暇願（様式第12号）又は介護休暇勤務復帰届（様式第13号）、短期介護休暇は休暇願及び要介護者の状態等申出書（様式第14号）、介護時間は介護時間願（様式第15号）又は介護状況変更届（様式第16号）により、事前（育児休暇については1月前まで、介護休暇及び介護時間については1週間前まで）に所属長に対してなさなければならない。ただし、育児休暇、介護休暇及び介護時間以外の休暇について、事前に願出、請求又は届出することができないときは、事後ただちになさなければならない。

2 所属長は、育児休暇の請求を承認するときは、育児休暇承認通知書（様式第17号）を当該職員に対し交付するものとする。

（社会保険等への加入）

第27条 非常勤職員等の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

（公務災害等）

第28条 非常勤職員等の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年千葉市条例第55号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより行うものとする。

（退職）

第29条 非常勤職員等は、雇用期間の満了により退職する。この場合において、退職の通知は行わない。

2 所属長は、雇用期間中であっても、非行、職務怠慢、事務事業の縮小廃止その他これらに類する事由があるときは、人事課長の合議を経て、解雇通知書（様式第18号）を交付して解雇するものとする。

（補則）

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の消防局非常勤職員身分等取扱要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた雇用、雇用の更新その他の行為は、この要綱による改正後の消防局非常勤職員等取扱要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定によりなされた雇用、雇用の更新その他の行為とみなす。

3 新要綱に基づき非常勤職員等として雇用された者がその雇用される前日において旧要綱に基づき非常勤職員として雇用されていた場合の有給休暇の取扱いは、前日までに引き続いていた非常勤職員としての雇用期間を当該職員の非常勤職員等としての引き続き雇用期間とみなして取り扱うものとする。

4 前2項に規定するもののほか、この要綱の施行に伴い必要とされる経過措置については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行し、平成15年4月1日（以下「適用日」という。）以後に有給休暇を与えた非常勤職員等について適用する。
(旧要綱により有給休暇を付与された者に対する特例)
- 2 前項の規定にかかわらず、消防長は、平成13年4月1日から適用日の前日までの間（以下「経過期間」という。）にこの要綱による改正前の消防局非常勤職員等取扱要綱（以下「旧要綱」という。）第11条第1項の規定により有給休暇を与えた非常勤職員等（平成13年4月1日からこの要綱の施行の日までの間、継続して（雇用関係にない期間が別に定める期間に満たない場合を含む。）雇用関係にあった者に限る。）であって、当該与えた有給休暇の日数が当該非常勤職員等に対しこの要綱による改正後の消防局非常勤職員等取扱要綱（以下「新要綱」という。）別表第2項の表の規定を適用した場合に経過期間に与えるべき有給休暇の日数に満たないものに対し、当該満たない日数の有給休暇を与えるものとする。
- 3 前項の規定により与える有給休暇は、適用日から平成16年3月31日までの間に初めて到来し、又は到来した新要綱別表第3項に規定する付与日に与え、又は与えたものとする。
(経過措置)
- 4 前3項に規定するもののほか、この要綱の施行に伴い必要な経過措置については別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成27年4月1日より施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の規定により雇用又は雇用の更新をされた職員に係る賃金の支給については、この要綱による改正後の第11条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第5条の規定は、この要綱の施行日以後に起案される非常勤職員等の雇用に係る決裁に適用し、同日前に起案された非常勤職員等の雇用に係る決裁については、なお従前の例

による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

1. 年次有給休暇

(1) 付与要件

ア 6月継続勤務し、引き続き雇用関係にある場合。

イ 付与日前6月間（2回目の付与以後は1年間）の全勤務日の8割以上出勤していること。

(2) 付与日数表

週勤務 日数	1年間の勤務 日数	継 続 勤 務 期 間										
		6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月	7年6月	8年6月	9年6月	10年6月以上
5日※	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	20日	20日	20日	20日
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	15日	15日	15日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	11日	11日	11日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	7日	7日	7日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日

※1週間の勤務日が4日以下の職員のうち、勤務時間が週30時間以上のものを含む。

(3) 付与日

ア 継続勤務期間6月は、当初の雇用日から6月経過した日

イ 継続勤務期間1年6月以後は、次表のとおりとする。

雇用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
付与日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日
雇用月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
付与日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日

(4) その他

繰り越しは、翌年に限り認める。

2. 忌引休暇

死亡した者（対象となる親族）		日数	死亡した者（対象となる親族）		日数
配偶者		10日	姻族	1親等の尊属	5日
血族	1親等の尊属（父母）	7日		1親等の卑属	3日
	1親等の卑属（子）	7日		2親等の尊属	1日
	2親等の尊属（祖父母）	3日		2親等の傍系者	1日
	2親等の卑属（孫）	1日		3親等の傍系尊属	1日
	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日			
	3親等の傍系尊属（おじおば）	1日			

(注) 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

2 代襲相続の場合において祭具等の承継を受けた者は、1親等の血族（尊属）に準ずる。

3 葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

3. 病気休暇

病気休暇については、週当たりの勤務日数（週以外の期間によって勤務日が定められている職員は、1年間に換算した勤務日数）に応じて、1の年度につき次表の範囲内の日数を付与する。

週あたりの勤務日数	5日(※)	4日	3日	2日	1日
(1年間の勤務日数)	217日以上	169～216日	121～168日	73～120日	48～72日
付与日数	10日	7日	5日	3日	1日

(※)1週間の勤務日が4日以下の職員のうち、勤務時間が週29時間以上のものを含む。

4. その他の法定休暇

その他の法定休暇については、次表のとおりとする。

	その他の法定休暇	
	事由	期間
労働基準 法関係	選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
	裁判員その他公の職務の執行	その都度必要と認める期間
	生後満1年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のため必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内の期間
	女性職員の生理	女性職員が請求した2日以内の期間
男女雇用 機会均等 法関係	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週から満35週まで 2週間に1回 妊娠満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで その間に1回 (医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
	妊娠中又は出産後の女性職員が保健指導又は健康診査に基づき、その症状に関する指導を受けた場合	その都度必要と認める時間